

○建設関連業務の委託契約に係る競争入札に参加することができる資格等

平成4年3月23日告示第30号

改正	平成11年11月16日告示第147号	平成14年1月31日告示第13号
	平成15年3月26日告示第48号	平成17年2月28日告示第24号
	平成17年3月28日告示第48号	平成18年2月1日告示第10号
	平成20年3月31日告示第58号	平成21年3月30日告示第48号
	平成24年1月10日告示第5号	平成24年6月22日告示第150号
	平成26年1月31日告示第15号	平成29年3月31日告示第40号
	令和3年3月23日告示第30号	令和5年3月13日告示第19号
	令和7年9月5日告示第149号	

一部改正〔平成14年告示13号〕

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理（以下「建設関連業務」という。）の委託契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格審査申請書等の提出時期、方法その他必要な事項を次のとおり定める。

建設関連業務の委託契約に係る競争入札に参加することができる資格等

（競争入札参加資格）

1 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- （1） 競争入札に参加しようとする建設関連業務について、営業に関し法律上必要とする登録等を有している者
- （2） 競争入札に参加しようとする建設関連業務と同一種類の建設業関連業務を競争入札に参加しようとする年度開始日の属する年の1月1日時点において、引き続き2年以上営んでいる者又は引き続き2年以上営むことが見込まれる者
- （3） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。）が富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者に該当しない者

（競争入札参加資格の認定）

2 競争入札参加資格の認定は、次に掲げる業種ごとに行うものとする。

- （1） 測量
- （2） 建築関係建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）
- （3） 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）
- （4） 地質調査業務
- （5） 補償関係コンサルタント業務

（申請書等の提出）

3 競争入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- （1） 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）（第1号様式）

- (2) 誓約書（第1号様式の2）
  - (3) 測量等実績調書（第1号様式の3）
  - (4) 技術者経歴書（第1号様式の4）
  - (5) 営業所一覧表（第1号様式の5）
  - (6) 登録証明書の写し
  - (7) 営業経歴書
  - (8) 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類（法人）
  - (9) 商業登記簿の登記事項証明書（法人）
  - (10) 代表者の身分証明書（個人）
  - (11) 納税証明書等
  - (12) その他市長が指定する書類
- 4 申請者が、次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に掲げる書類をもって3(3)から(5)まで及び(7)から(10)までに掲げる書類に代えることができる。
- (1) 建設コンサルタント業務規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の登録を受けた者 建設コンサルタント業務規程第7条に規定する現況報告書の写し
  - (2) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の登録を受けた者 地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
  - (3) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録を受けた者 補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し  
（提出時期等）
- 5 申請書の提出時期等は、次に掲げるところによる。
- (1) 提出時期 原則として西暦奇数年の11月1日から12月28日までとする。ただし、随時追加提出することができる。
  - (2) 提出場所 富士市役所財政部契約検査課（富士市永田町1丁目100番地）
  - (3) 提出部数及び方法 1部を持参又は郵便の方法により提出すること。  
（定期の審査等）
- 6 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、申請書が追加提出された場合は、随時の審査を行うことができる。  
（資格の認定の取消し）
- 7 市長は、競争入札参加資格の認定を受けた者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該資格の認定を受けた者にその旨を通知する。
- ア 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項の規定により同条の規定を準用する場合を含む。）に該当することとなった者
  - イ 1の競争入札参加資格を有しなくなった者  
（資格の有効期間）
- 8 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の決定の日の翌日から次の定期の審査に基づく当該資格の決定の日までとする。  
（合併等による資格審査の申請）
- 9 資格を有する者から合併等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等

を有する者に限る。)又は相続等により当該営業を継承した者(当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。)は、その都度、建設関連業務競争入札参加資格継承審査申請書(第2号様式)その他必要な書類(以下「継承申請書等」という。)を提出することにより競争入札参加資格の審査を受けることができるものとする。

(資格の有効期間の準用)

10 継承申請書等を提出した者の資格の有効期間については、8の規定を準用する。

(廃止及び休止の届出)

11 競争入札参加資格の認定を受けた者が、営業を廃止し、又は休止したときは、直ちにその旨を書面で届け出るものとする。

(変更の届出)

12 競争入札参加資格の認定を受けた者が、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに建設関連業務競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届(第3号様式)に当該変更を証する書面を添えて提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所(所在地)及び電話番号

(3) 代表者又は受任者

(4) 営業に関し法律上必要とする登録等

(5) 組織(有限会社から株式会社への変更等)

(6) 使用印鑑

(7) その他市長が必要と認める事項

#### 附 則

1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

2 この告示の際、現に提出されている入札参加申請書は、この告示の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則(平成11年11月16日告示第147号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成14年1月31日告示第13号)

この告示は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日告示第48号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日告示第24号)

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年3月28日告示第48号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月1日告示第10号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第58号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第48号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 1 月10日告示第 5 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年 6 月22日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年 1 月31日告示第15号）

この告示は、平成26年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第40号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月23日告示第30号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月13日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 5 日告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。